

宮古市立津軽石小学校照明LED化工事

設計図面リスト

津 軽 石 小 学 校	
電 気 設 備	
図面番号	図 面 名
E-01	電気設備 特記仕様書
E-02	配置図 付近見取図
E-03	照明器具 参考姿図
E-04	校舎棟 電灯分岐 1・2階改修図
E-05	校舎棟 電灯分岐 3・R階改修図
E-06	屋内運動場棟 電灯分岐 改修図
E-07	給食室 電灯分岐 改修図
E-08	校舎棟 電灯分岐 1・2階撤去図
E-09	校舎棟 電灯分岐 3・R階撤去図
E-10	屋内運動場棟 電灯分岐 撤去図
E-11	給食室 電灯分岐 撤去図

電気設備工事 特記仕様書						
1. 工事概要						
1. 工事場所 宮古市津軽石第4地割 地内						
2. 建物概要						
建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行令別表第1の区分	備考	
校舎棟	R C造	3	2,770.00㎡			
屋内運動場棟	S造	1	630.00㎡			
給食室	木造	1	118.41㎡			
3. 工事種目 (●印の付いたものを適用する。)						
工事種目	建物別	校舎棟	屋内運動場棟	給食室	備考	
●電灯設備	●	●		●		
○動力設備						
○電気自動車用充電設備						
○電熱設備						
○雷保護設備						
○受変電設備						
○電力貯蔵設備						
○発電設備						
○横内情報通信網設備						
○横内交換設備						
○情報表示設備						
○映像・音響設備						
○拡声設備						
○誘導支援設備						
○テレビ共同受信設備						
○監視カメラ設備						
○駐車場管制設備						
○防犯・入室管理設備						
○火災報知設備						
○中央監視制御設備						
○横内配電経路						
○横内通信経路						
○電波障害調査						
○建築工事						
○機械設備工事						
4. 指定部分 ●なし ○あり 範囲:						
II. 工事仕様						
1. 共通仕様						
(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁管理情報部制定の下記仕様書のうち、●印が付いたものを適用する。 ●公共建築工事標準仕様書(電気設備工事情) (最新版) (以下「標準仕様書」という。) ●公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事情) (最新版) (以下「改修標準仕様書」という。) ●公共建築設備工事標準仕様書(電気設備工事情) (最新版) (以下「標準書」という。)						
(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事それぞれの特記仕様書を適用する。 なお、機械設備工事の特記仕様書は(/)図、建築工事の特記仕様書は(/)図による。						
2. 特記仕様 ●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。						

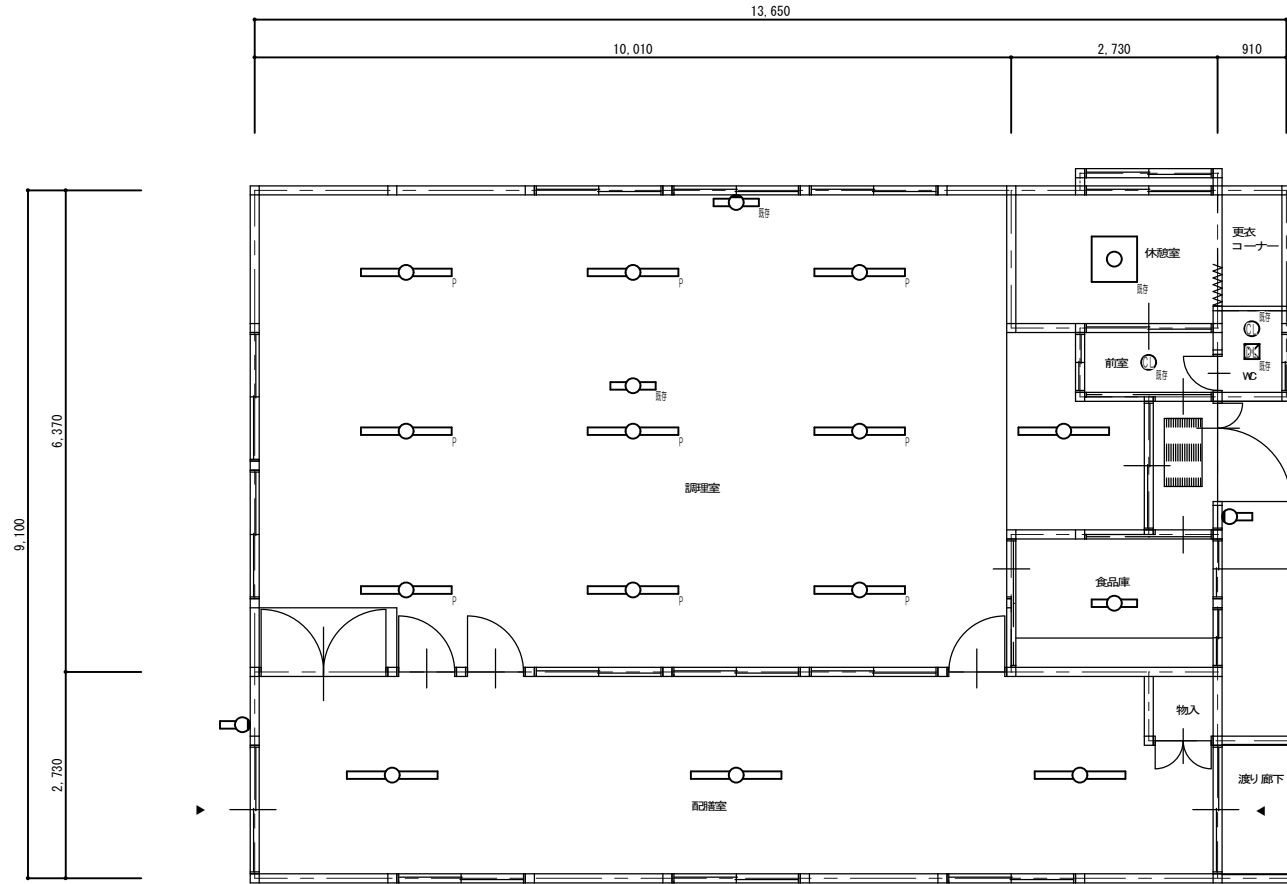
章	項目	特記事項
一般共通事項	○適用区分 (建築工事に準ずる)	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速(V ₀)= 地表面相区分(○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表()
	●電気工作物保安規定	電気主任技術者の自家用電気工作物保安規程を適用する。
●電気工事士	●材料・機材の品質等	最大電力500kW以上の場合においても、第1種電気工事士により施工を行う。 (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 下表に機材名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。 ただし、製造者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
		機材名 製造業者等名 ●電光灯器具(防備照明器具及び防犯用照明器具を除く) ○LED照明器具(一般室内用に限る) ●照明制御装置 ●可変速電動機用インバータ装置 ●分電盤 ●制御盤 ●キュービクル型配電盤 ●高圧スイッチギア(開閉) ●高圧スイッチギア(開閉) ●高圧交流遮断器 ●高圧変圧器(特定機器) ●高圧連相コンデンサ ●高圧限流ヒューズ ●高圧負荷開閉器 ●直流電源装置、交流無停電電源装置 ●太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置) ●監視カメラ装置 ●中央監視制御装置

一般共通事項	●環境への配慮	(1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成28年2月閣議決定)」による特定調達品目の場合には判断の基準等を満たすものとする。 (2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーテックボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生量が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含む)を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が追加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生量が極めて少ない材料を使用したものとする。 (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	○他工事との取合い	施工範囲 図面に特記なき場合は、「工事区分表」による。 耐震措置の計算及び施工方法は、次に示す事項以外、すべて建築設備耐震設計・施工指針(独立行政法人建築研究所 監修2014年版)による。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量[kgf]とし、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合は、設計用標準水平震度は、次による。 設計用標準水平震度
●仮設工事 1-1	○完成時の提出図書 ※監督員の指示による	○(建築工事の部) 特記仕様書による。 ○監督職員事務所 ○図取付。(規模及び仕上げの程度、設置する備品等の種類及び数量は工事補足説明事項書による。) ○図取付ない。 ●足場その他 ○別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。 ●本工事で設置する。(仮設工事1-2参照) 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○内部足場 種別 ○A種 ○B種 ○C種 ○D種 ○E種 ○F種 ○G種 ○外部足場 種別 ○A種 ○B種 ○C種 ○D種 ○E種 ○F種 ○防護シート ○設置する ○設置しない (建築工事情2.2.1表2.2.2による。) 種別 ○A種 ○B種 ○C種 ○D種 ○E種 ●仮設閉じ切り 種別 ○A種 ○B種 ○C種 ●既設部分の養生 ●行う(○) ○行わない
		書類名 製本仕様 規格 部数 備考 ●完成図書 ●市販ファイル (表紙の色は黒色とする) ●A4判 ●1 設計・施工関係者一覧表、緊急連絡先一覧表、完成図(修正設計図)、施工図、機器完成図、機器取付説明書、試験成績書(工場試験・現地試験)、出荷証明書・品質証明書・規格証明書、保証書(施工・機器等を含む一括保証)、官公署届出書類等(備品リスト(限、予備品等)、産業廃棄物処理関係書類(発生材調書、委託契約書等)、許容証等)、マニフェストA・B2・D・E票等)を一括バインダー製本とする。なお、一冊の厚さは10cm程度とする。 ●完成図 (修正設計図) ●二つ折り製本 ●A2判 ●2 A1判二つ折り ●A4判 ●2 A3判二つ折り ●施工図 ●二つ折り製本 ●A2判 ●2 A1判二つ折り ●A4判 ●2 A3判二つ折り ●官公署届出書類 ●市販ファイル ●A4判 ●1 消防署、水道局、電力会社等(副本は原本、届出は写し) ●完成写真 ●市販ファイル ●A4判 ●1 営繕工事写真撮影要領(国土交通大臣官房官庁管理情報)による ●保守管理案内書 ●市販ファイル ●A4判 ●2 日常保守管理案内書(使用者が容易に理解できるもの) ●工事関係書類 ●市販ファイル ●A4判 ●1 施工体制書・体系図、注文書、注文書写し、選機金決済等への加入状況がわかる書類の写し、材料検収簿(監査員または補助監督員が押印したもの)、工程会議議事録、工事打合書(監督職員押印のもの)等 ●電子納品 ●CD-RまたはDVD-R ●2 完成図(修正設計図)及び施工図のCADデータ(元データ、JWG、DWG、PDF等) 完成写真、工事写真のデータ(JPEG、PDF等) 機器完成図、機器取付説明書等のデータ(PDF等) その他監督職員が指示するもの ※「着手簡電子納品ガイドライン」による。

一般共通事項	○アスベスト含有製品調査	イ) 撤去機器、器具等についてアスベスト含有製品調査を行い、監督職員に報告する。 調査範囲(○) 調査方法(○ 型番確認の上、製造者ヒアリング) ロ) 下記のアスベスト含有製品の定性分析調査を行うものとし、採取部位及びサンプル数は監督職員と協議する。 なお、調査にかかる費用は、○ 本工事 ○ 別途 とする。 ○ 埋戻し及び盛土 種別 ○ 根切り土 ○ A種 ○ B種(ただし、コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類) 50Hz はつり工事は、事前に走査型埋設物調査を行い、監督職員に報告する。
	○非破壊検査	イ) 放射線透過検査等による埋設物の調査 ロ) 範囲は監督職員の指示によるものとし、費用は別途とする。
○あと施工アンカー	イ) あと施工アンカー 接着系アンカー(接着剤(有機系)) 金属拡張系アンカー(本体打込み式) ロ) 試験 性能確認試験 ○行わない ○行う 施工後確認試験 ○行う ○行わない	イ) あと施工アンカー 接着系アンカー(接着剤(有機系)) 金属拡張系アンカー(本体打込み式) ロ) 試験 性能確認試験 ○行わない ○行う 施工後確認試験 ○行う ○行わない
	○撤去跡の補修	機器撤去後の天井、壁及び床等の補修は既存仕上げと同等の補修とする。
○既存施設等の復旧	施工に際し既存設備、施設等に損害を及ぼした場合は、原状に復旧する。	
○支持金物・固定金具	イ) 屋外機器及び屋外の配管に使用する支持金物(ボルト類)はステンレス製(SUS304)とし、屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ(樹脂製)を取り付ける。 ロ) 振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。 再使用する機器類は現場内で清掃の上、絶縁抵抗を測定して取り付ける	イ) 屋外機器及び屋外の配管に使用する支持金物(ボルト類)はステンレス製(SUS304)とし、屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ(樹脂製)を取り付ける。 ロ) 振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。 再使用する機器類は現場内で清掃の上、絶縁抵抗を測定して取り付ける
○再使用品の清掃等	○下記塗膜の改修等は、製造者等による作業とする。 ○分電盤 ○制御盤 ○受変電盤 ○引込開閉器 ○壁盤の改修後には下記資料を監督職員に提出する。 ○システム機能動作確認書 ○事前機能確認書 ○試験、調整確認書 ○壁盤の工事完了後に、単線結線図の更新を行う。	○下記塗膜の改修等は、製造者等による作業とする。 ○分電盤 ○制御盤 ○受変電盤 ○引込開閉器 ○壁盤の改修後には下記資料を監督職員に提出する。 ○システム機能動作確認書 ○事前機能確認書 ○試験、調整確認書 ○壁盤の工事完了後に、単線結線図の更新を行う。
○既存壁の改修	各機器の個別運転後に下記の総合調整を行い、機能確認報告書を監督職員に提出する。 ○照明装置 ○受変電設備 ○直流電源装置 ○交流無停電電源装置 ○横内交換設備 ○横内情報通信網設備 ○監視カメラ設備 外部に面する壁、天井で建築工事でPF板(スタイロホーム等)打ち込み箇所に取り付ける位置ボックスなどは保護、結露防止の処理を行う。	各機器の個別運転後に下記の総合調整を行い、機能確認報告書を監督職員に提出する。 ○照明装置 ○受変電設備 ○直流電源装置 ○交流無停電電源装置 ○横内交換設備 ○横内情報通信網設備 ○監視カメラ設備 外部に面する壁、天井で建築工事でPF板(スタイロホーム等)打ち込み箇所に取り付ける位置ボックスなどは保護、結露防止の処理を行う。
○総合調整	合成樹脂製可とう管はPF管(一重管)とし、温度による分類はタイプ-2とする。	合成樹脂製可とう管はPF管(一重管)とし、温度による分類はタイプ-2とする。
○保温、結露防止	分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは、監督職員の承認を受けて、変更してもさしつかえない。	分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは、監督職員の承認を受けて、変更してもさしつかえない。
○合成樹脂製可とう管	新設する電線類は、図面に「EM-O」の記載がなくとも、EM電線、EMケーブルを使用する。	新設する電線類は、図面に「EM-O」の記載がなくとも、EM電線、EMケーブルを使用する。
○電線本数、管路など	屋外で使用する厚膜鋼電線のうち特記のないものは「内外面溶融亜鉛めっき(めっき付着量300g/㎡以上)」仕上とする。	屋外で使用する厚膜鋼電線のうち特記のないものは「内外面溶融亜鉛めっき(めっき付着量300g/㎡以上)」仕上とする。
○電線・ケーブル	床版で断熱材打ち込み部分は、断熱材用インサートとする。	床版で断熱材打ち込み部分は、断熱材用インサートとする。
○厚膜鋼電線	長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。 ○金属製(ステンレス、新金属も含む) ○樹脂製 ○銅合金製 水環調整付プレート(空転防止リング付)とする。 ○アルミ製 発電機回路に接続されるコンセントは、回路種別が識別できるものとする。	長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。 ○金属製(ステンレス、新金属も含む) ○樹脂製 ○銅合金製 水環調整付プレート(空転防止リング付)とする。 ○アルミ製 発電機回路に接続されるコンセントは、回路種別が識別できるものとする。
○インサート	図面に特記なき場合は、表1「接地種一覧表」による。	図面に特記なき場合は、表1「接地種一覧表」による。
○呼び線	○居室に設置する分電盤は指定色塗装を施す。 ○下記部位に使用する、外壁めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 (○居室 ○外壁 ○)	○居室に設置する分電盤は指定色塗装を施す。 ○下記部位に使用する、外壁めっき電線管の露出配管には塗装を施す。 (○居室 ○外壁 ○)
○フラッシュプレート	図面に特記なき場合は、表2「機器取付高さ」による。ただし、表よりがたい場合は監督職員と協議する。 本工事の受注者は、工事期間中、工事目的物及び工事資材(支給材料を含む)に対して、下記により保険等に加えし、その証書の写しを監督職員に提出する。 (1) 加入する保険 受注者は、工事の内容により、建設工事保険、火災保険、組立保険等のうち、1以上の保険に加入する。 (2) 保険金 原則として請負代金額とし、保険等に必要な一切の費用は受注者の負担とする (3) 保険の期間 原則として工事着工日から工事完成30日後までとする。 (4) 保険契約の変更 保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更すること。 (5) 保険証券等の提出 保険契約を締結(変更を含む)した場合は、当該保険証券等の写しを監督職員に提出すること。	図面に特記なき場合は、表2「機器取付高さ」による。ただし、表よりがたい場合は監督職員と協議する。 本工事の受注者は、工事期間中、工事目的物及び工事資材(支給材料を含む)に対して、下記により保険等に加えし、その証書の写しを監督職員に提出する。 (1) 加入する保険 受注者は、工事の内容により、建設工事保険、火災保険、組立保険等のうち、1以上の保険に加入する。 (2) 保険金 原則として請負代金額とし、保険等に必要な一切の費用は受注者の負担とする (3) 保険の期間 原則として工事着工日から工事完成30日後までとする。 (4) 保険契約の変更 保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更すること。 (5) 保険証券等の提出 保険契約を締結(変更を含む)した場合は、当該保険証券等の写しを監督職員に提出すること。
○フロアプレート	○あり(12ヶ月目) ○なし 完成引渡後、経年検査を行う。検査結果、不具合が認められた場合は、受注者の責において対応するもの、この費用においては受注者が負担するもの。	○あり(12ヶ月目) ○なし 完成引渡後、経年検査を行う。検査結果、不具合が認められた場合は、受注者の責において対応するもの、この費用においては受注者が負担するもの。
○発電機回路用コンセント	○機器取付高さ	○機器取付高さ
○防接装置	●保険	●保険
○測定用補助設備	○経年検査	○経年検査
○電線・ケーブル	○タンブラスイッチ	○タンブラスイッチ
○拡声増幅器	○OA-フロア用配線器具の量	○OA-フロア用配線器具の量
○防接装置	○人感センサー用プレート	○人感センサー用プレート
○防接装置	○タチノコ付きコンロー	○タチノコ付きコンロー
○防接装置	●LED照明器具	●LED照明器具
○防接装置	○照度測定試験	○照度測定試験

各設備	○分電盤	○埋込形分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合(PF22)を1本、5個以上の場合(PF22)を2本、天井まで立上げる。 ○分電盤の分岐回路に使用する配線用遮断器及び漏電遮断器は、JIS協約形の1Pサイズ(100V2P1E、200V2P2E)とする。 制御盤等で配管ポイントとなる負荷には接地端子を設けない。 三相可変速駆動用インバータ装置の規約効率は、次の値以上とする。
	○動力設備	電動機出力(Kw) 0.4 0.75 1.5 2.2 3.7 5.5 7.5 規約効率(%) 86.0 88.5 92.0 93.0 94.0 94.0 94.5 電動機出力(Kw) 11.0 15.0 18.5 22.0 30.0 37.0 45.0 規約効率(%) 94.5 95.0 95.5 95.5 95.5 95.5 95.5 備考 (1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。 (2) 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相可変速電動機」の定格電圧200V、1P4X、6極50Hzの電動機を駆動した時の値とする。
仮設工事 1-2	※ 図示なき室については脚立足場程度とする。 養生はブルーシート養生程度とし、器具更新に伴う埃・塵対策を行う事。 ※ 街路灯更新は、高所作業車を見込む	●ローリングタワー足場 残置期間1ヵ月 3段 H= 5.4m : 階段室A(3か所)、階段室B(3か所)、ステージ 残置期間1ヵ月 4段 H= 7.1m : 残置期間1ヵ月 5段 H= 8.8m : アリーナ 残置期間1ヵ月 6~7段 H= m : ※ 仮設材運搬費、床養生費を含む
	表1「接地種一覧表」 接地種の種別は下記を標準とし、EBの長さは1,500mmとする。ただし、D=10は1,000mm、W=30は1,200mmとする。又、装柱機器及び屋外灯用接地種の埋設種は不要とする。	接地の種別 記号 接地抵抗値 接地種の規格、数量 ○雷保護用接地 E LA Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 3連-2種 ○雷保護用接地 E LA Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 3連-2種 ○共同接地 E A E D E L H 10Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 3連-2種 ○共同接地 E A E C E D 10Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 3連-2種 ○A種接地 E A 10Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 3連-2種 ○B種接地 E B Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 2 ○C種接地 E C 10Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 3連-2種 ○D種接地 E D 100Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 1 ○漏電遮断器回路 E FL 500Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 1 ○横内交換機(降圧用) E T 10Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 3連-2種 ○本記録室の保安装置 E A t 10Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 3連-2種 ○電話引込口の保安装置 E L t 100Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 1 ○アンテナ保安装置 E L t 100Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 1 ○拡声増幅器 E D t 100Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 1 ○防接装置 E S Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 3連-2種 ○測定用補助設備 E O ——— EB (D=10又はW=30) × 1 ○遮断器用(低圧用) E LL 10Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 3連-2種 ○遮断器用(高圧用) E LH 10Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 3連-2種 ○遮断器用(モテム用) E MD 100Ω以下 EB (D=14又はW=40) × 1
表2「機器取付高さ」	機器 測点 取付高(mm)	機器 測点 取付高(mm)
	共 取り用計器 地上~窓中心 1,800~2,000	電 集合保安装置 天井~上端 200 端子盤(廊下、室内) 床下~下端 300 端子盤(EPSなど) 床下~中心 1,500 壁付電話機 床下~中心 1,300 壁付アウトレット(一般) 床下~中心 300 壁付アウトレット(和室) 床下~中心 150
通	分電盤 床下~中心 1,500(上層1,900以下)	時計 壁掛時計 床下~中心 1,500(上層1,900以下) 壁掛時計 床下~中心 天井高×0.9 壁掛時計スピーカ 床下~中心 天井高×0.9 壁付アップネータ 床下~中心 1,300 情報表示機 床下~中心 天井高×0.9
電	スイッチ(一般) 床下~中心 1,300 スイッチ(一般) 床下~中心 1,200 コンセント(和室) 床下~中心 300 コンセント(台) 台上~中心 150~200 コンセント(厨房) 床下~中心 800~1,000 コンセント(廊下) 床下~中心 1,300 コンセント(機械室) 床下~中心 500~1,000 コンセント(屋外) 地上~中心 1,000~1,300	表示等 壁付発信機 床下~中心 1,300 ベル、ブザー、チャイム 床下~中心 2,300 壁付押しボタン(一般) 床下~中心 1,300 テレビインターホン(親機) 床下~中心 1,400
灯	ブラケット(一般) 床下~中心 2,100~2,300 ブラケット(調光) 床下~中心 2,000~2,500 ブラケット(畳上) 畳上端~中心 150	イヤホン 壁付押しボタン(子機) 床下~中心 約1,350 壁付インターホン(一般) 床下~中心 1,300 壁付アウトレット(一般) 床下~中心 1,300
動	壁掛制御盤 床下~中心 1,500(上層1,900以下)	テレビ 機器収容箱 天井~上端 200 機器収容箱(EPS) 床下~中心 1,500 テレビ端子(和室) 床下~中心 150
力	開閉器 床下~中心 1,500 制御用スイッチ 床下~中心 1,300 呼びボタン(多機能トイレ用) 床下~中心 900 壁付インターホン(親機) 床下~中心 400 壁付インターホン(受話機) 床下~中心 1,300 壁付インターホン(受話機) 床下~中心 1,100 床下表示灯(復旧ボタン付) 床下~中心 1,300 スイッチ(車椅子用) 床下~中心 1,100 コンセント(車椅子用) 床下~中心 900	火 受信機 床下~操作部 800~1,500 副受信機 床下~操作部 800~1,500 火 機器収容箱 床下~操作部 800~1,500 災 発信機 床下~操作部 800~1,500 報 表示灯 床下~中心 2,100 報 警報ベル 床下~中心 2,300 知 酸化石油ガス用検知器 床下~上端 300 床下表示灯(復旧ボタン付) 床下~中心 1,300 スイッチ(車椅子用) 床下~中心 1,100 コンセント(車椅子用) 床下~中心 900
等	※ 天井高さ3,000mm以上の場合及び上記取付高さにおいて機器の支障が生じる場合は、監督職員と協議する。	※ 天井高さ3,000mm以上の場合及び上記取付高さにおいて機器の支障が生じる場合は、監督職員と協議する。

宮古市立津軽石小学校 照明LED化工事	管理建築士 承認	検印	製印	改定番号	改定月日	改定内容	特記	図面内容 【津軽石小学校】 電気設備 特記仕様書	縮尺 NO SCALE	業務番号 図面区分 電気設備 図面番号 E-11 枚の内 01
------------------------	----------	----	----	------	------	------	----	--------------------------------	----------------	---------------------------------------

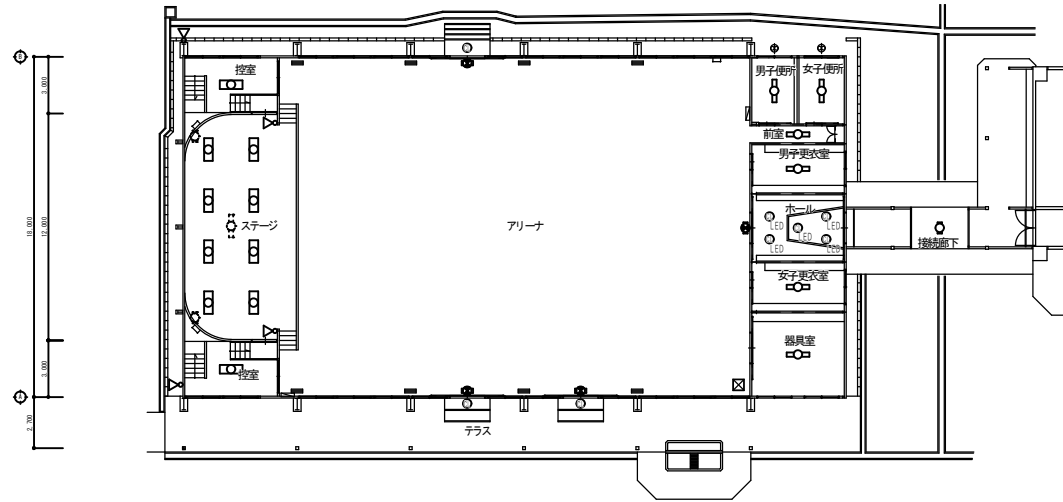
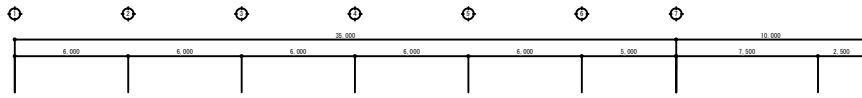


外部	調理室	配膳室	食品庫	ポーチ
二1480	L7220 M7220	B5200	A3200	二1480
1	1 9	3	1	1

平面図

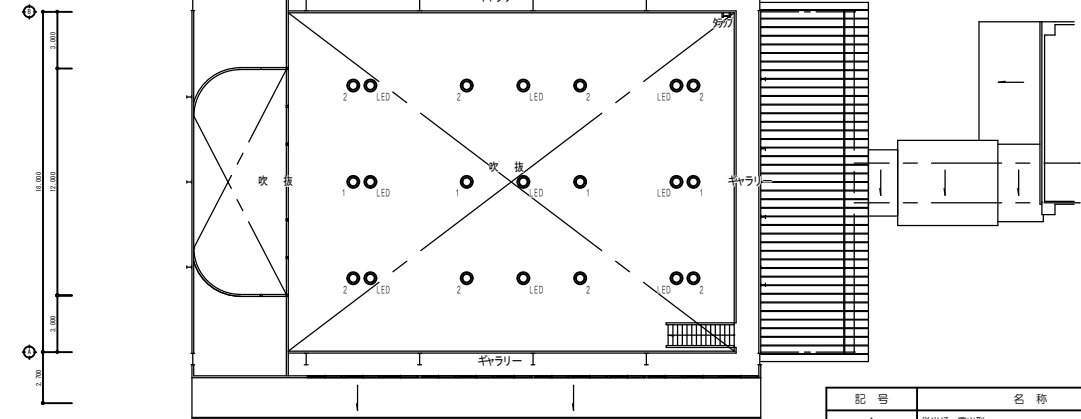
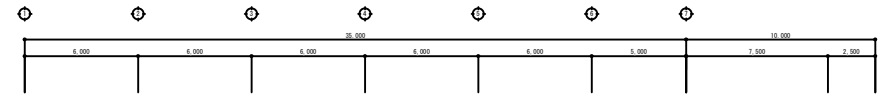
記号	名称	摘要
	LED灯 (露出型) (天井付)	平面照明 (更新)
	LED灯 (露出型) ハイフ吊	平面照明 (更新)
	LED灯 (露出型) (天井付)	平面照明 (更新)
	LED灯 (露出型) (天井付)	平面照明 (更新)
	LED灯 (露出型) (壁付)	平面照明 (更新)
	蛍光灯 露出型 (天井付)	工事対象外
	白熱灯 露出型 (天井付)	工事対象外
	投光灯 吊下型 (天井付)	工事対象外
	白熱灯 埋込型 (天井付)	工事対象外
	投光灯 露出型 (壁付)	工事対象外

特記事項
1. 照明器具類更新に伴う撤去工事を行う事。
2. 配線については、図示以外は既存流用とする。
3. 撤去、更新工事に伴い疑義が生じた際は監督員と協議とする。



外部	2	控室	D1	1	ステージ	G	8	テラス	6	アリーナ	N	4	男子更衣室	D2	1	女子更衣室	D2	1	男子トイレ	D2	1	女子トイレ	D2	1	器具室	D3	1	接続廊下	E2	1

1階平面図

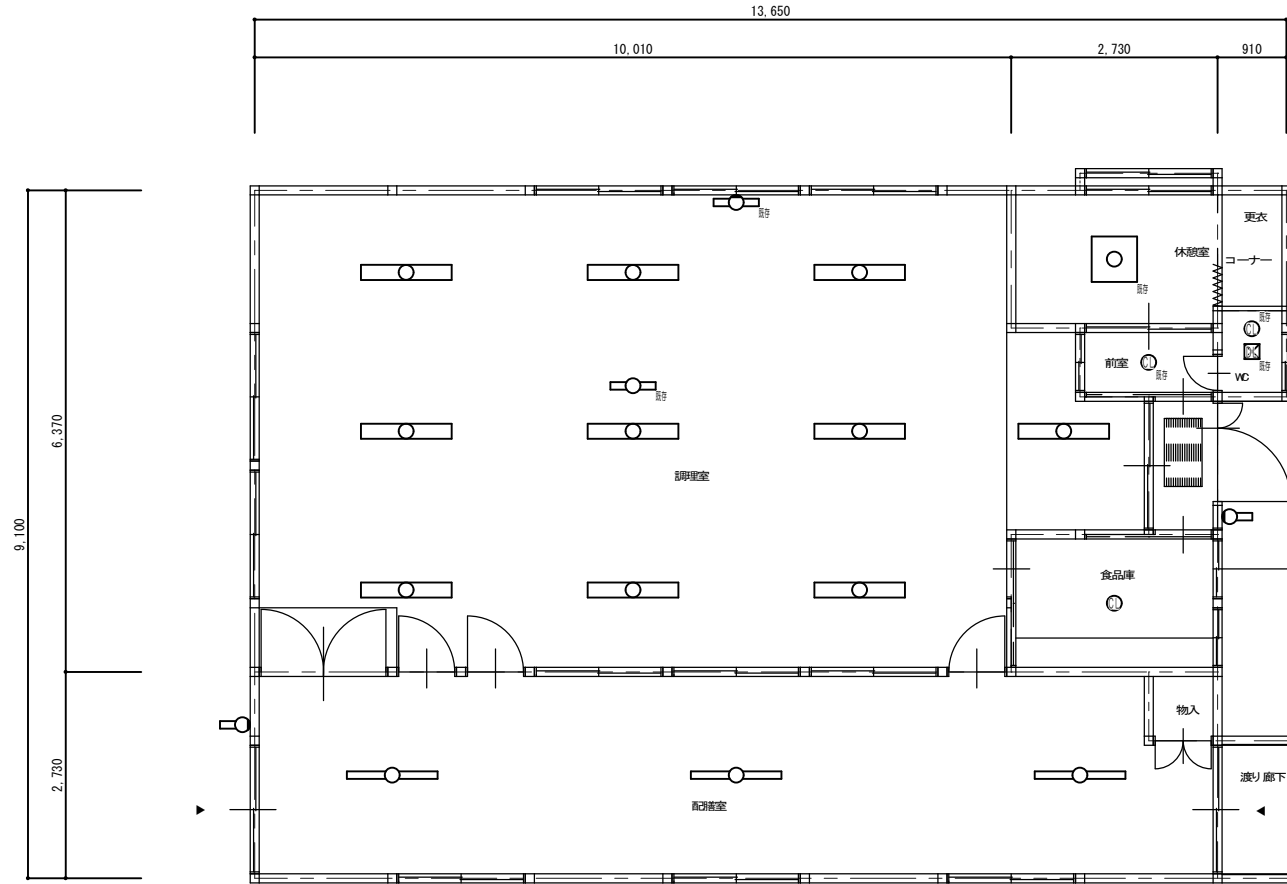


アリーナ	4
	8

2階平面図

記号	名称	概要
A	蛍光灯 露出型 (天井付)	FL 40W × 4 (撤去)
B	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FL 40W × 2 (撤去)
C	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FL 20W × 2 (撤去)
D1	蛍光灯 露出型 (天井付)	FL 40W × 2 (撤去)
D2	蛍光灯 露出型 (天井付)	FL 40W × 1 (撤去)
D3	蛍光灯 露出型 (天井付)	FL 40W × 1 (ガード付) (撤去)
E1	蛍光灯 露出型 (天井付)	FL 20W × 2 (撤去)
E2	蛍光灯 露出型 (天井付)	FL 20W × 1 (撤去)
F	蛍光灯 露出型 (パイプ吊)	FL 40W × 1 (撤去)
G	蛍光灯 露出型 (チェーン吊)	FL 40W × 2 (反射器付) (撤去)
H	蛍光灯 露出型 (コーナー付)	FL 40W × 1 (撤去)
I	蛍光灯 露出型 (壁付)	FL 40W × 1 (カバー付) (撤去)
J	蛍光灯 露出型 (壁付)	FL 10W × 1 (カバー付) (撤去)
K	蛍光灯 露出型 (壁付)	FL 20W × 2 (カバー付) (撤去)
L	蛍光灯 露出型 (壁付)	FL 20W × 1 (カバー付) (撤去)
M	蛍光灯 露出型 (天井付)	FCL32W + 30W (撤去)
N	誘導灯 露出型 (壁付)	FL 10W × 1 (ガード付) (撤去)
J	蛍光灯 露出型 (壁付)	FL 10W × 1 (トラフ) (撤去)
K	白熱灯 露出型 (天井付)	1L 60W (スポット) (撤去)
1	HID灯 露出型 (パイプ吊)	HF400W + 1L300W (撤去)
2	白熱灯 露出型 (パイプ吊)	1L300W (撤去)
3	白熱灯 露出型 (壁付)	1L100W (撤去)
4	白熱灯 露出型 (壁付)	1L 60W (カバー付) (撤去)
5	白熱灯 露出型 (天井付)	1L 60W (レセップ) (撤去)
6	白熱灯 露出型 (天井付)	1L 60W (カバー付) (撤去)
7	白熱灯 露出型 (壁付)	1L 40W (スポット) (撤去)
8	白熱灯 露出型 (壁付)	1L100W (投光器) (撤去)
9	白熱灯 露出型 (壁付)	1L 60W (スポット・センサー付) (撤去)
LED	LED灯 (天井付)	工事対象外
LED	LED灯 (天井付)	工事対象外

特記事項
1. 照明器具類更新に伴う撤去工事を行う事。
2. 撤去品については適正に処理の事。
3. 不要となる配線は切り離しの上、絶縁処理とする。
4. 撤去、更新工事に伴い疑義が生じた際は監督員と協議とする。



外部	調理室	配膳室	食品庫	ポーチ
B	A1	H	E	B
1	9	3	1	1
	A2			
	1			

平面図

記号	名称	摘要
A1	蛍光灯 露出型 (チェン吊) (天井付)	FL 40W × 2 (反射笠付) (撤去)
A2	蛍光灯 露出型 (天井付)	FL 40W × 2 (反射笠付) (撤去)
B	蛍光灯 露出型 (壁付)	FL 20W × 1 (カバー付) (撤去)
C	蛍光灯 露出型 (天井付)	FCL 30W × 2 (撤去)
E	白熱灯 露出型 (天井付)	1L 60W × 1 (カバー付) (撤去)
F	白熱灯 露出型 (天井付)	1L 40W × 1 (しセツプ) (撤去)
H	蛍光灯 露出型 (天井付)	FL 40W × 1 (V型) (撤去)
○	蛍光灯 露出型 (天井付)	工事対象外
○	白熱灯 露出型 (天井付)	工事対象外
○	投光灯 吊下型 (天井付)	工事対象外
○	白熱灯 埋込型 (天井付)	工事対象外
○	投光灯 露出型 (壁付)	工事対象外

特記事項
1. 照明器具類更新に伴う撤去工事を行う事。
2. 撤去品については適正に処理の事。
3. 不要となる配線は切り離しの上、絶縁処理とする。
4. 撤去、更新工事に伴い疑義が生じた際は監督員と協議とする。